

第5章 取り組みの内容

1. 障がい福祉サービスの充実

(1) サービス必要量の確保と質の向上

① 訪問系サービスの充実

●現状と課題

アンケート調査の結果から、訪問系サービス全体は現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合がやや高くなっていることから、利用者の増加が見込まれます。

●施策の方針

利用者の少ないサービスについて利用対象者に情報提供を行います。

必要とされるサービス量を見込み、確保できるよう努めます。

地域において障がい者・児が安心して日常生活が送れるよう、「買い物困難者対策」に努めます。

介護保険優先の原則に沿って、今後、適切な案内と円滑な移行に努めていきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<訪問系サービスの実績>

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問系サービス	時間	1,630	1,627	1,793	1,583	1,972	1,484

※月あたりの平均

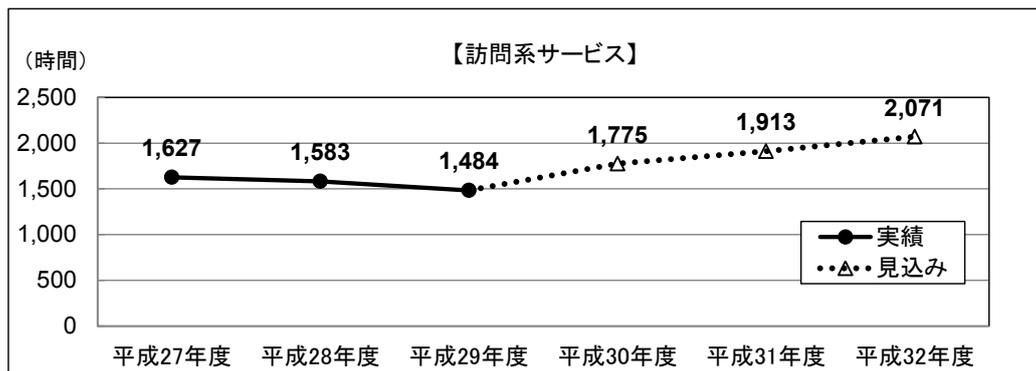
※平成29年度は7月末までの実績

●サービス量見込み

<訪問系サービスの見込み>

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	時間	1,755	1,913	2,071
	人	80	88	96

※月あたりの平均



●確保方策及び具体的な方策

- サービス量増加が見込まれること、新たなサービス利用者が出てくることを想定しながら、相談支援事業所を介す等、サービス事業者との連携を図りながらニーズの充足に努めます。
- 窓口での相談時やホームページ、広報等で広く情報がいきわたるように努めます。
- 介護保険制度によりニーズに沿ったサービスを受けられる方に対して、関係部署と連携し、介護保険制度への円滑な移行をご案内します。

②日中活動系サービスの充実

●現状と課題

生活介護をアンケート調査の結果からみると、現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合がやや高くなっていることから、利用者の増加が見込まれます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）をアンケート調査の結果からみると、障がい者では、現在の利用状況と3年以内の利用意向の割合に大きな違いがみられないため、今後も安定した利用状況が見込まれます。障がい児でも利用意向はあり、今後18歳以上になった場合に利用したいと考えている人が1割程度います。

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）をアンケート調査の結果からみると、3年以内の利用意向の割合が1割程度となっており、今後18歳以上になった場合に利用したいと考えている人が一定数いると考えられます。

療養介護については、その対象者が限られていることや市内・近隣市町村に事業所がないこと、アンケート調査の結果からも今後のサービス利用状況は安定していると考えられます。

短期入所をアンケート調査の結果からみると、障がい児では現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合が高くなっています。また、福祉型短期入所の実績は増加傾向にあります。今後は利用者増加や利用意向に伴い、安定した提供体制が必要です。

●施策の方針

- 利用したい人すべてにサービスが提供できるように必要量の確保に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<日中活動系サービスの実績>

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	人日	2,550	2,678	2,650	2,641	2,750	2,421
自立訓練 (機能訓練)	人日	20	4	20	45	20	32
自立訓練 (生活訓練)	人日	160	184	180	107	200	91
就労移行支援	人日	288	475	320	402	352	468
就労継続支援 (A型)	人日	678	1,102	778	1,419	878	1,364
就労継続支援 (B型)	人日	1,377	1,448	1,411	1,473	1,445	1,562
療養介護	人	10	10	10	9	10	9
福祉型 短期入所	人日	114	76	120	121	126	131
医療型 短期入所	人日	9	19	10	8	11	12
就労定着支援 【新規】	人	-	-	-	-	-	-

※人日：月あたりの平均延利用日数

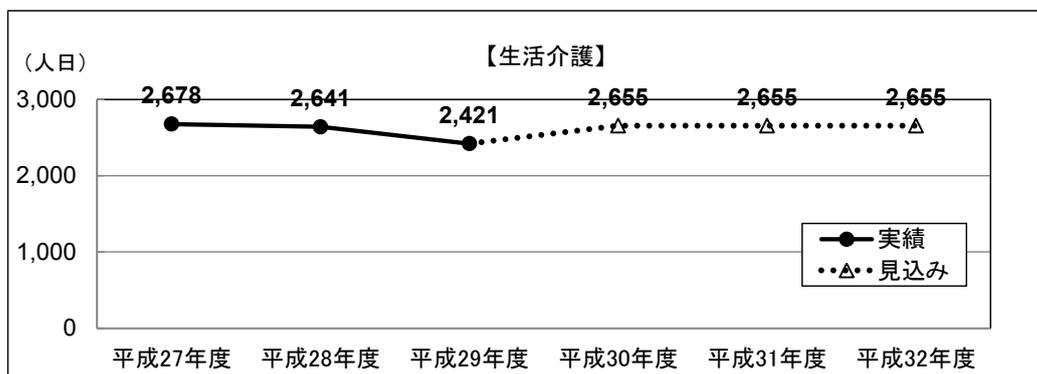
※平成29年度については、7月末までの実績

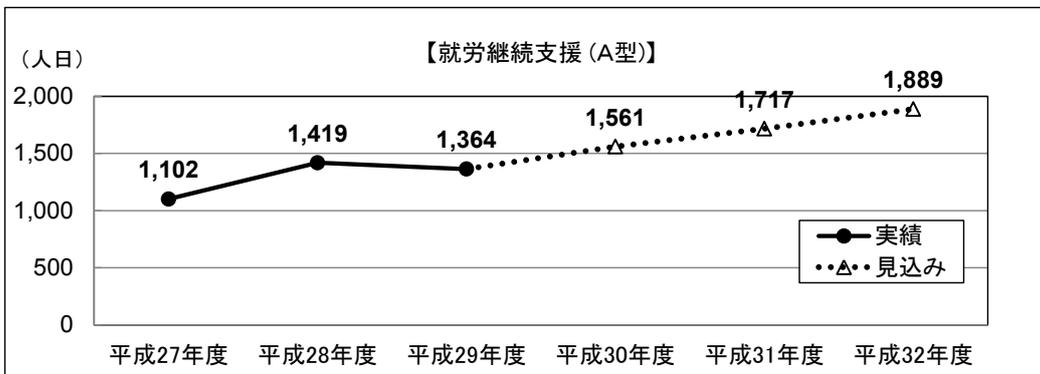
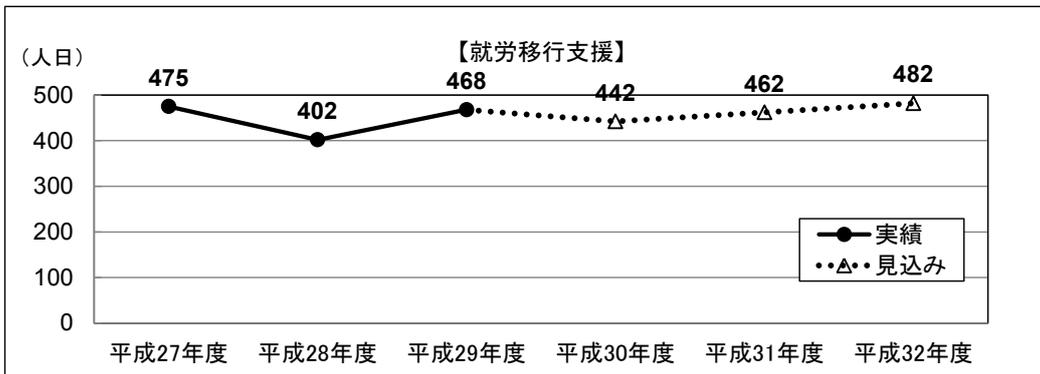
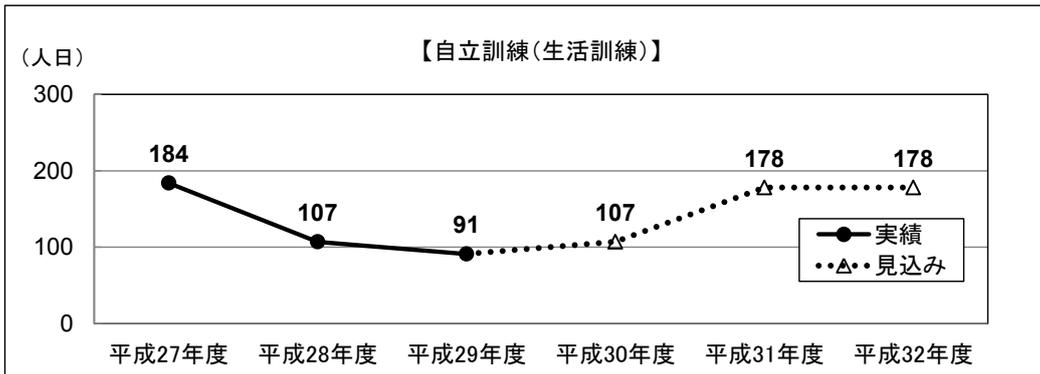
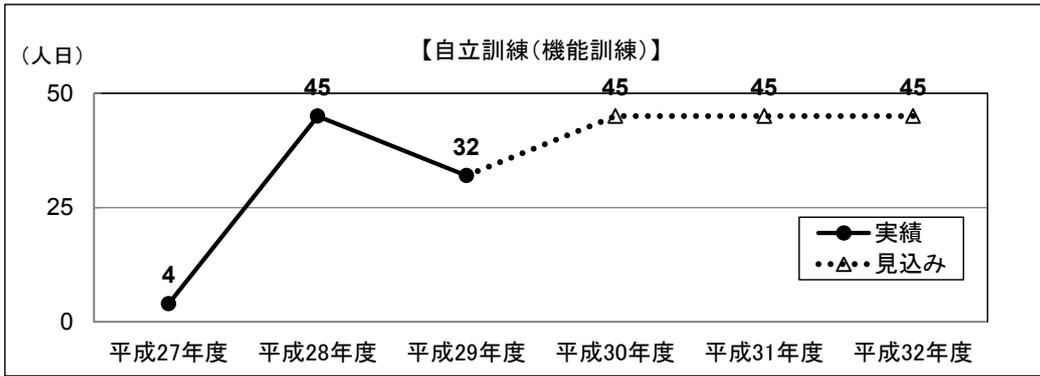
●サービス量見込み

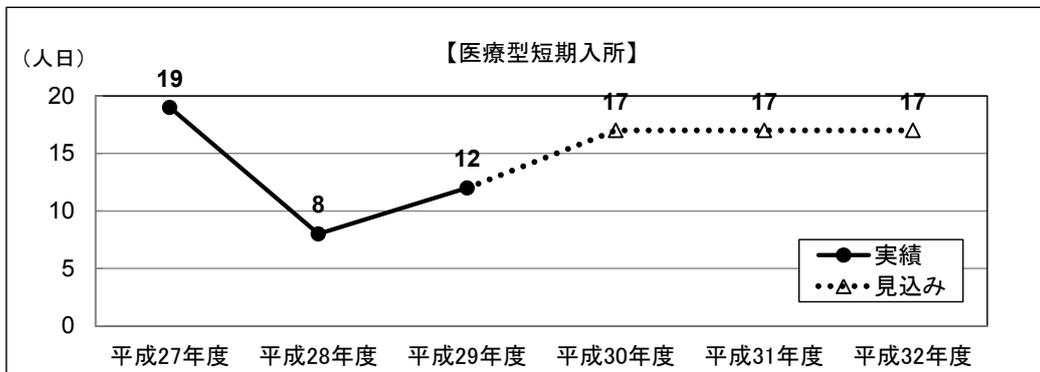
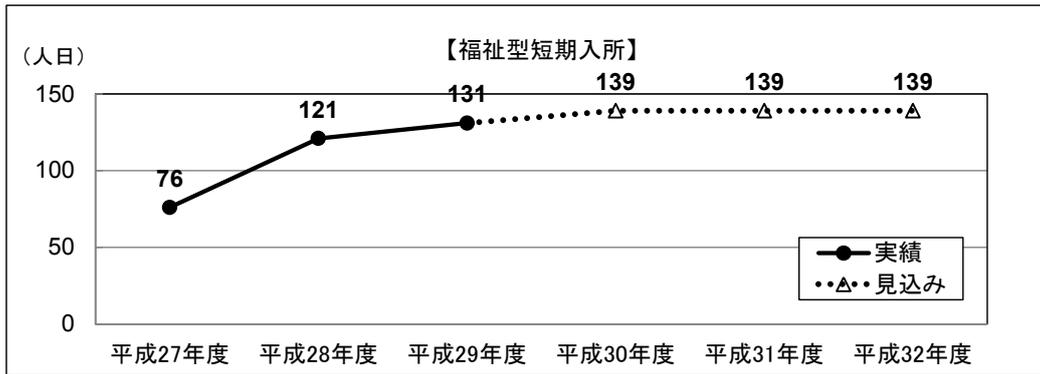
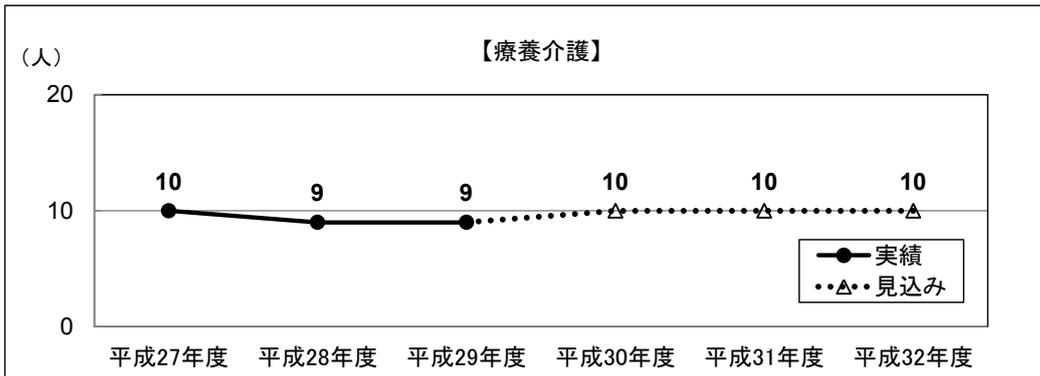
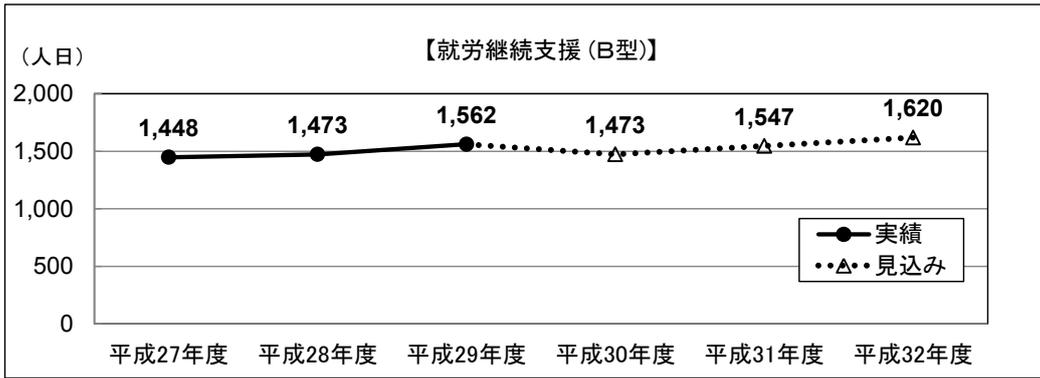
<日中活動系サービスの見込み>

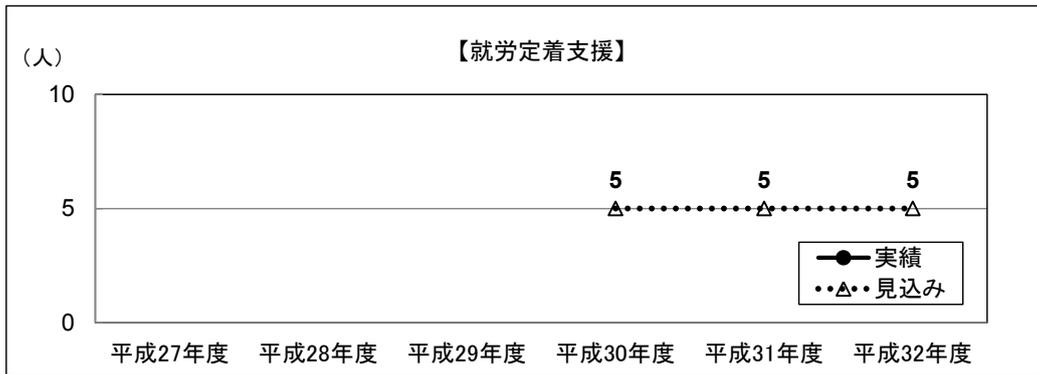
	市内事業所数	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	4	人日	2,655	2,655	2,655
		人	127	127	127
自立訓練 (機能訓練)	0	人日	45	45	45
		人	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	2	人日	107	178	178
		人	8	11	11
就労移行支援	5	人日	442	462	482
		人	26	28	29
就労継続支援 (A型)	5	人日	1,561	1,717	1,889
		人	77	85	93
就労継続支援 (B型)	6	人日	1,473	1,547	1,620
		人	81	85	89
療養介護	0	人	11	11	11
福祉型短期入所	2	人日	139	139	139
		人	20	20	20
医療型短期入所	0	人日	17	17	17
		人	5	5	5
就労定着支援 【新規】	0	人	5	5	5

※人日：月あたりの平均延べ利用日数









●確保方策及び具体的な方策

- 事業者に対する県等の補助金や研修等の周知を行い、サービスの提供体制の充実を図ることで、見込量の確保を図ります。
- 市内の就労系サービス事業所と連携を深めながら、就労支援並びに定着支援を進めていきます。
- 就労系サービスの情報提供と啓発活動を行い、サービス利用者の一般就労へつながるよう努めます。

③居住系サービスの充実

●現状と課題

共同生活援助（グループホーム）をアンケート調査の結果からみると、現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合に大きな違いがみられないため、安定した利用状況であることがうかがえます。しかし、関係団体へのヒアリング調査では、共同生活援助（グループホーム）が不足しているという回答が多くあがっており、潜在的な利用希望者がいると考えられます。

施設入所支援をアンケート調査の結果からみると、現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向に大きな違いはみられません。国の基本指針において「施設入居者の地域生活への移行」の成果目標として、「平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入居者から2%以上削減」し、「平成 28 年度末の施設入所者と比較した平成 32 年度末時点での地域生活に移行する者の割合を9%以上」とすることがあげられています。

●施策の方針

本人の意向を尊重しながら、地域生活への移行ニーズに corres 応するために努めていきます。

潜在的なものも含め利用者のニーズに対応するため、今後、サービスの増加を目指し、場所の確保に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<居住系サービスの実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助 【新規】	人	-	-	-	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)	人	40	33	45	29	50	38
施設入所支援	人	82	88	81	90	80	89

※月あたりの実利用人数

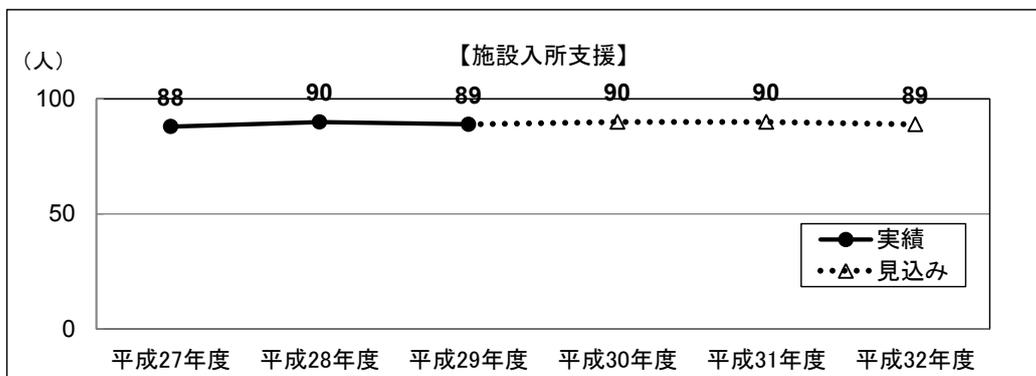
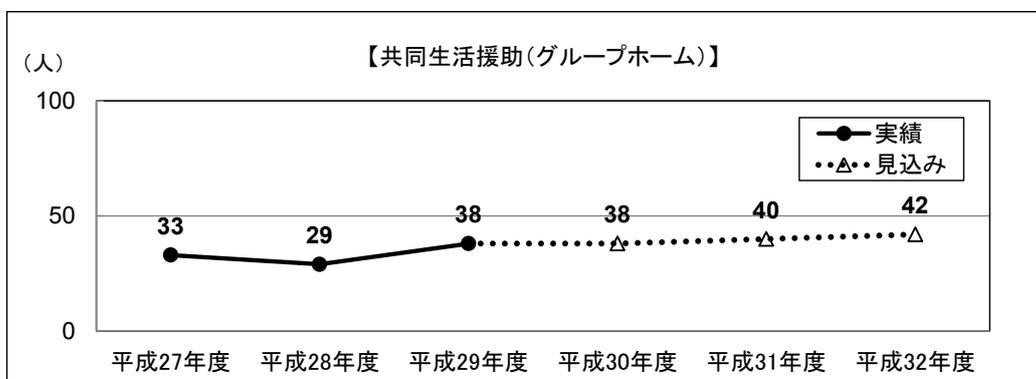
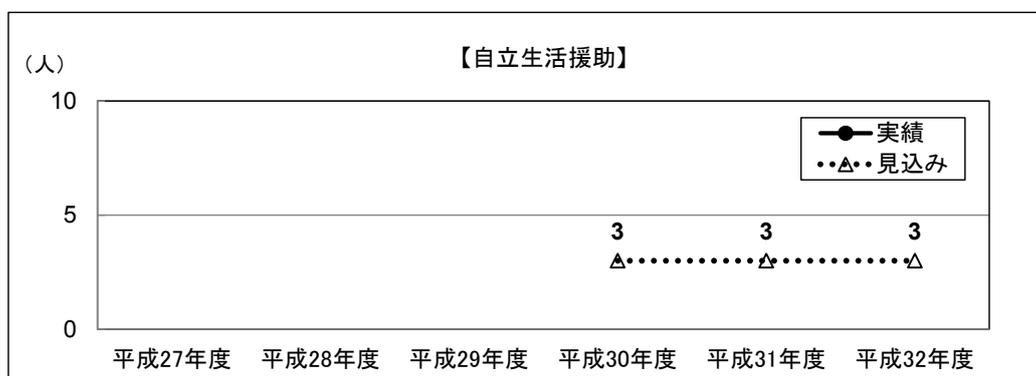
※平成 29 年度については、7 月末までの実績

●サービス量見込み

<居住系サービスの見込み>

	市内事業所数	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助 【新規】	0	人	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム)	5	人	38	40	42
施設入所支援	1	人	90	90	89

※人日：月あたりの平均延べ利用日数



●確保方策及び具体的な方策

- 共同生活援助（グループホーム）の空き状況を適宜把握しながら、充足に努めます。
- 施設入所から地域生活へ移った場合、どのような支援があるのかについて情報提供を行っていきます。
- 今後は、重度障がい者向けの共同生活援助（グループホーム）の整備について検討していきます。
- 相談支援事業所と連携しながら、地域移行の推進に努めます。

④相談支援の充実

●現状と課題

アンケート調査の結果からみると、小郡市が今後重点的に進めるべきことでは障がい者・児ともに「障がいがある人への情報提供や相談窓口の充実」が2割～3割となっています。

●施策の方針

法改正により、今後の需要増加が見込まれることから、障がい種別にとらわれずすべての障がい者及び児童について相談支援を受ける事業所が必要です。障がい者・児の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、事業所向けの研修等を通してサービスの質の向上に取り組みます。

基幹相談支援センターや相談支援（地域生活支援事業）事業者が障がいに関する相談、必要な情報の提供や助言といった役割を果たせるよう、相談支援体制づくりを進めます。

どの事業所、どの医療機関に相談しても、相談支援事業所を経て適切なサービス利用ができるよう、事業所・医療機関のネットワークを強化します。

施設入所及び病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込みます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<相談支援の実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	人	390	377	400	394	410	213
地域相談支援 (地域移行支援)	人	5	0	5	1	5	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	5	0	5	1	5	0

※年あたりの実利用人数

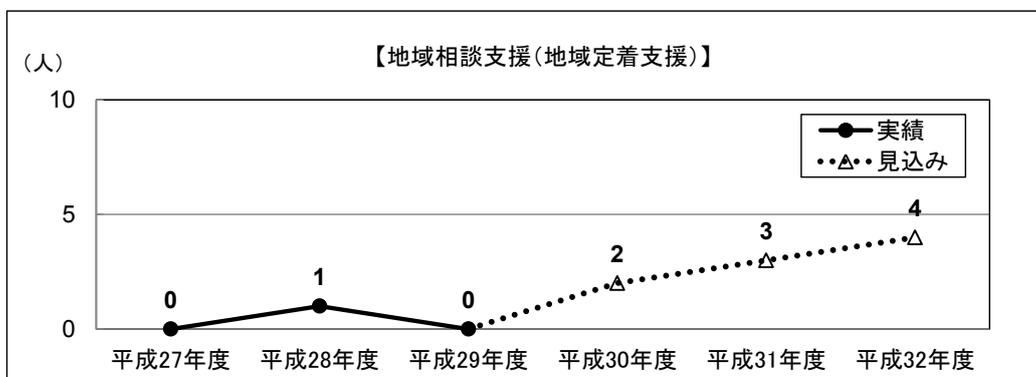
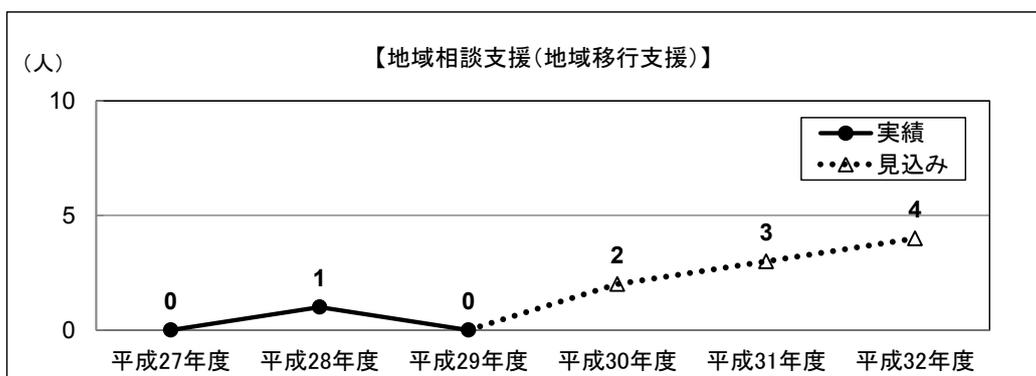
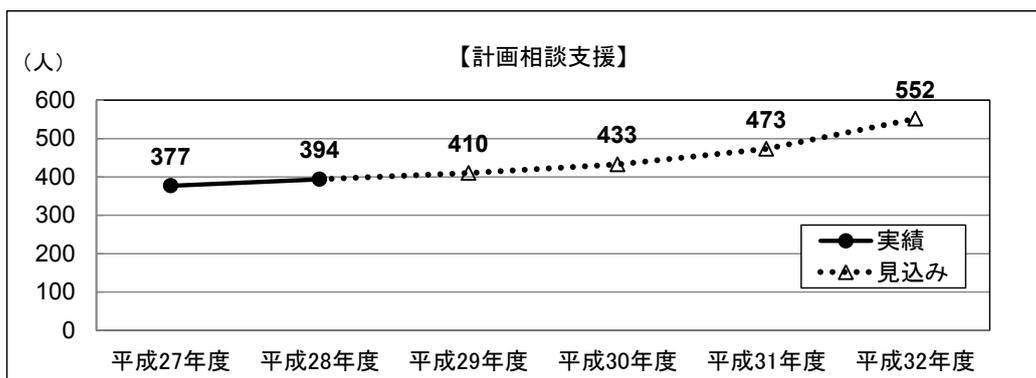
※平成 29 年は 7 月末提供分まで

●サービス量見込み

＜相談支援の見込み＞

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	433	473	552
地域相談支援 (地域移行支援)	人	2	3	4
地域相談支援 (地域定着支援)	人	2	3	4

※年あたりの実利用人数



●確保方策及び具体的な方策

○指定特定相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員等、事業所や人材の

確保ができるよう、国・県等からの情報を積極的に周知します。

○自立支援協議会と連携し、現在も行われているネットワーク会議等を継続的に
行い、事業所間の連携を強化していきます。

○基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業者の連携によって
相談支援の充実に努めます。

⑤地域生活支援事業の充実

●現状と課題

アンケート調査の結果をみると、障がい者・児に対する市民の理解は「深まって
いない」や「どちらとも言えない」と感じている人が半数以上います。今後は、さ
らに市民の理解が深まるように、啓発や社会教育を充実させていく必要があります。

●施策の方針

障がいへの理解が深まるように、啓発や交流ができる機会づくりに努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

◇理解促進研修・啓発事業

<理解促進研修・啓発事業の実績>

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修 ・啓発事業	有	有	有	有	有	有

※平成 29 年度については、7 月末時点での実績

●サービスの見込み

<理解促進研修・啓発事業の見込み>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修 ・啓発事業	有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○講演会を開催し、少しでも多くの人への障がい者・児への理解が深まる内容等の充
実に努めます。

○イベントを通じて地域住民と障がい者・児との交流活動ができるように努めます。

◇自発的活動支援事業

●現状と課題

小郡市においては、学校の長期休暇を利用して、ボランティアの育成を目的とし
た「障がい児スクール」を実施しています。毎回多くの地域住民の方々にボランテ

ィアとして参加していただき、障がい児との交流を図っています。

●施策の方針

障がい児と関わることは理解促進につながるため、今後も取り組みを支援していきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<自発的活動支援事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービスの見込み

<自発的活動支援事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児が身近な地域で安心して活動できるよう、地域の資源と連携して自発的な活動を働きかける等、地域の団体等が自発的に行う活動について引き続き検討していきます。

○今後も、「障がい児スクール」でボランティアを募り、障がい者・児との交流や理解促進の場の提供を行うことで、ボランティア活動を支援していきます。

◇相談支援事業等

●現状と課題

アンケート調査の生活上や将来についての不安や悩みでは経済的なことや二次障がい等の様々な不安や悩みを持っている人がいます。一方、特に不安や悩みはないは少なくなっています。

相談相手では、相談支援事業所へ相談している人は少なく、多くの人が家族や医療機関に相談している結果となっています。

●施策の方針

気軽に不安や悩みを相談できる場所として周知に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜相談支援の実績＞

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援事業	箇所	3	2	4	2	4	3
基幹相談支援センター設置の有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無		有	有	有	有	有	有

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービスの見込み

＜相談支援の見込み＞

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	箇所	5	5	5
基幹相談支援センター設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無		有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○障がいに関して、何でも相談できる場所として、基幹相談支援センターや相談支援事業所の周知を行います。

◇成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

●現状と課題

成年後見制度についてのパンフレットの福祉課窓口の設置や、自立支援協議会で研修会を行い、関係機関にパンフレットを配布し周知を行っています。

実績をみると、成年後見制度の利用支援事業の利用者は平成27年度～平成29年度の間で各年度1人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成27年度～29年度でなしとなっています。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知・利用拡大を行う必要があります。

●施策の方針

成年後見制度の利用が必要な障がい者のために、周知や情報提供を行うとともに引き続き必要な支援を行います。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜成年後見制度利用支援事業の実績＞

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
成年後見制度 利用支援事業	人	2	1	2	1	2	1

※平成29年度については、7月末時点での実績

＜成年後見制度法人後見支援事業の実績＞

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
成年後見制度法人 後見支援事業	有	無	有	無	有	無

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

＜成年後見制度利用支援事業の見込み＞

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	人	2	2	2

＜成年後見制度法人後見支援事業の見込み＞

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人 後見支援事業	人	1	1	1

●確保方策及び具体的な方策

- 成年後見制度について障がい者福祉のしおりやホームページ等で周知し、市民だけでなく、福祉施設・サービス事業所や医療機関等、広く周知を図ります。
- 「成年後見制度法人後見支援事業」については、自立支援協議会やその他団体等と連携しながら法人後見を実施可能な法人等の確保に努めます。

◇意思疎通支援事業・手話奉仕委員養成研修事業

●現状と課題

意思疎通支援についてアンケート調査の結果をみると、現在の利用状況と比べて今後3年間の利用意向の割合がほぼ同数であり、今後も安定した利用が見込まれます。

●施策の方針

意思疎通を図ることが困難な人のためにも、今後も事業を推進していきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜意思疎通支援事業の実績＞

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
意思疎通支援事業	人	30	25	30	27	30	14

※平成29年度については、7月末時点での実績

＜手話奉仕委員養成研修事業の実績＞

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕委員養成研修事業	人	25	25	25	17	25	20

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

＜意思疎通支援事業の見込み＞

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業	人	30	30	30

＜手話奉仕員養成研修事業の見込み＞

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人	25	25	25

●確保方策及び具体的な方策

- 障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮がなされる取り組みに対応できる体制づくりは社会全体の大きな課題であるため、今後も必要量の確保に努めます。
- 意思疎通支援事業の安定した提供のため、「手話奉仕員養成研修事業」として、毎年度、講座等を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。
- 高齢のろうあ者には読み書きが苦手な方が少なくないため、今後も引き続き手話奉仕員養成研修を開催することにより、手話や聴覚障がいへの理解及び交流活動等の促進を図っていきます。

◇日常生活用具給付事業

●現状と課題

平成27年度から平成28年度までの実績によると、排せつ管理用具は増加しています。その他は年度によって大きな差はみられません。

●施策の方針

ニーズに合った日常生活用具の給付ができるよう努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<日常生活用具給付事業の実績>

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
介護・訓練 支援用具	件数	2	3	2	4	2	2
自立生活 支援用具	件数	10	9	10	9	10	0
在宅療養等 支援用具	件数	10	6	10	6	10	1
情報・意思疎通 支援用具	件数	10	28	10	22	10	11
排せつ管理 用具	件数	1200	870	1300	978	1400	465
居宅生活動作 補助用具	件数	2	1	2	2	2	0

※平成29年度については、7月末時点での決定件数

●サービス量見込み

<日常生活用具給付事業の見込み>

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練 支援用具	件数	4	4	4
自立生活 支援用具	件数	9	9	9
在宅療養等 支援用具	件数	6	6	6
情報・意思疎通 支援用具	件数	28	28	28
排せつ管理 用具	件数	1,076	1,174	1,174
居宅生活動作 補助用具	件数	2	2	2

●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児の在宅生活を支援するためにも、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

◇移動支援事業

●現状と課題

平成27年度からの実績をみると、実利用者数・延べ利用時間数については、減少傾向にあります（平成29年度は7月末現在の実績です）。

アンケート調査の結果をみると、外出時に不便に感じていることについて、「介助者がいない」、「周りの人に手助けを頼みにくい」等の回答もあがっており、更なる周知が必要だと考えられます。

障がい者・児の社会参加の促進に加え、障がい者・児の自立に向けて、支援の充実に努める必要があります。

●施策の方針

障がい者・児の社会参加の促進に加え障がい者・児の自立に向けて、支援の充実及び周知に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜移動支援事業の実績＞

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施個所数 (箇所)	37	38	38	38	39	38
実利用者数 (人)	65	66	70	62	75	54
延べ利用時間数 (時間)	5,000	4,474	5,300	4,156	5,600	1,892

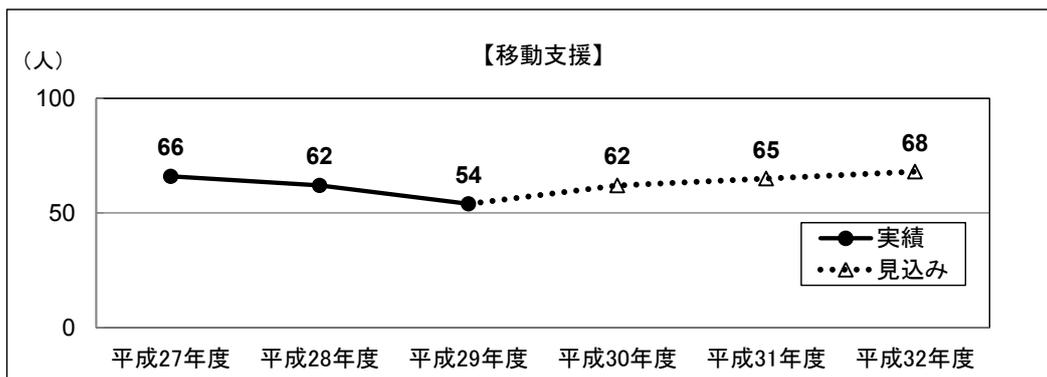
※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

＜移動支援事業の見込み＞

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施個所数 (箇所)	38	39	40
実利用者数 (人)	62	65	68
延べ利用時間数 (時間)	4,300	4,400	4,500

※ひと月あたりの平均



●具体的な確保方策と今後の方策

- 事業の参入への呼びかけを行う等して、市内事業者数の増加を図り、利用希望者が住み慣れた地域で自分に合った事業所を選択できる等、利用しやすい状態を整えていきます。
- 周知徹底を図り、「困っている」状況の解消に努めます。

◇地域活動支援センター事業

●現状と課題

アンケート調査の結果をみると、現在の利用状況と今後3年間で利用意向の割合がほぼ同数ではありますが、平成27年度から平成29年度の利用実績人数をみると、見込みを大きく上回っています。

●施策の方針

すべての利用者がサービスを利用できるように充実に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜地域活動支援センター事業の実績＞

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施個所数 (箇所)	3	3	3	3	3	3
実利用者数 (人)	50	246	50	229	50	140

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

＜地域活動支援センター事業の見込み＞

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施個所数 (箇所)	2	2	2
実利用者数 (人)	250	250	250

●確保方策及び具体的な方策

○「就労支援事業所等からの優先調達の推進」の取り組みを推進し、地域活動支援センターⅢ型で作られた商品等の周知を行い、工賃の増加や利用者の自立へつなげていけるよう努めます。

○今後も事業所が持つ特性や機能をうまく活かしていけるように支援を行います。

◇自動車運転免許取得・改造助成事業

●現状と課題

自動車改造助成事業については、就労等のために車の改造が必要な身体障がい者のみとなっていますが、自動車運転免許取得助成事業については、手帳を所持しており自立更生が見込まれる者となっており、障がいの制限はありません。

アンケート調査の結果では、現在の利用状況と比べて今後3年間の利用意向の割合は高くなっており、「福祉施設から地域社会への移行」という点から障がい者の日常生活の利便と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き維持していく必要があります。

●施策の方針

地域社会への移行をさらに推進していくためにも、必要としている人のためにも周知等を行っていきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜自動車運転免許取得・改造助成事業の実績＞

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実利用者数 (人)	5	2	5	2	5	5

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

＜自動車運転免許取得・改造助成事業の見込み＞

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (人)	9	9	9

●確保方策及び具体的な方策

○市内の自動車学校や就労移行支援事業者等に周知を図ります。

◇日中一時支援事業

●現状と課題

実施か所数は増加傾向にあり、実利用者数も平成 28 年度までは増加傾向となっています。

●施策の方針

今後もサービスの提供体制を維持していくために、事業所への情報提供を行います。

●第 4 期小郡市障害福祉計画の実績

<日中一時支援事業の実績>

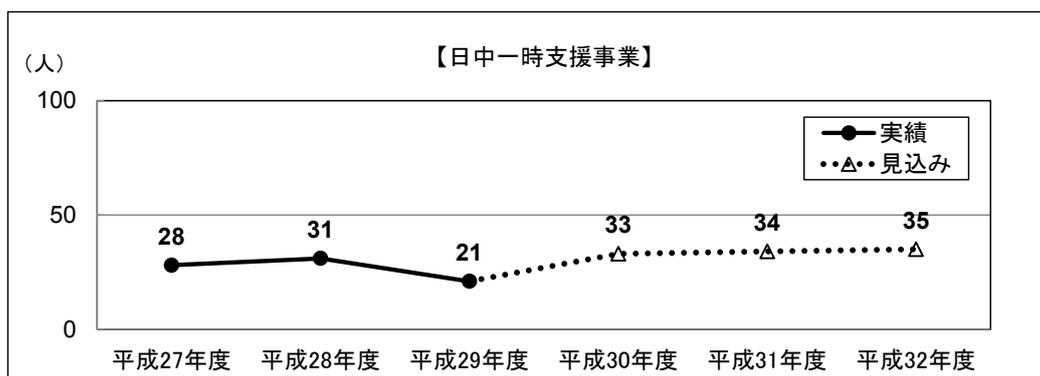
	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施か所数 (か所)	30	27	31	28	32	28
実利用者数 (人)	50	28	55	31	60	21

※平成 29 年度については、7 月末時点での実績

●サービス量見込み

<日中一時支援事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施か所数 (か所)	28	29	30
実利用者数 (人)	33	34	35



●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児の日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行うよう努めます。

○障がい者・児の家族の就労支援及び障がい者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、障がい者・児及びその家族への支援の充実に努めます。

- 新規事業者に働きかけを行い、身近な地域で負担軽減が図れるよう努めます。
- 自立支援協議会と連携し、サービスの質の向上を図ります。

◇訪問入浴サービス事業

●現状と課題

利用者の実績は平成 29 年度では 4 人となっています。今後も増えていくと考えられるため、十分な見込みを計画する必要があります。

●施策の方針

入浴が困難な障がい者・児のためにも引き続き事業を実施します。

●第 4 期小郡市障害福祉計画の実績

<訪問入浴サービス事業の実績>

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施か所数 (か所)	4	2	4	2	4	2
実利用者数 (人)	5	3	5	2	5	4

※平成 29 年度については、7 月末時点での実績

●サービス量見込み

<訪問入浴サービス事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施か所数 (か所)	2	2	2
実利用者数 (人)	6	6	7

●確保方策及び具体的な方策

- 安定したサービス提供ができるよう、事業者の維持等に努めます。

◇更生訓練費支給事業

●現状と課題

現在、更生訓練費支給事業の対象となるのは、身体障がい者で自立訓練や就労移行支援を利用する人となっています。

平成 27 年度からの実績は低いため、対象者への周知や拡大が課題と考えられます。

●施策の方針

社会復帰の促進を図るためにも、周知の徹底と利用拡大を進めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<更生訓練費支給事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実利用者数 (人)	3	0	3	1	3	1

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

<更生訓練費支給事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (人)	1	1	1

●確保方策及び具体的な方策

○現在の更生訓練費支給事業の対象者は、身体障がい者のみとなっていますが、自立訓練・就労移行支援については身体障がい者だけではなく、知的障がい者と精神障がい者の利用や利用希望が高くなっています。このため、対象者を身体障がい者だけに限定せず、対象の拡大を検討します。

○更生訓練への意欲を高め社会復帰促進を図るため、この制度を引き続き維持していきます。

◇巡回支援専門員整備事業

●現状と課題

平成27年度から発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

●施策の方針

関係機関との連携を強化し、今後も障がいの早期発見・早期対応のために行います。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<巡回支援専門員整備事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施件数 (件)	-	18	-	17	-	28

※平成27年度は12月より実施

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

<巡回支援専門員整備事業の実績>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施件数 (件)	156	156	156

●確保方策及び具体的な方策

○障がいの早期発見・早期対応の観点からも、ニーズに合わせて事業を行っていきます。

⑥事業者の育成

●現状と課題

自立支援協議会において、平成25年度からは、市内事業者だけでなく近隣市町村の事業者も対象とした就労セミナーを開催しています。また、平成26年度から活動している居宅・日中活動・住まい・就労・児童通所の各分野のワーキングチームに加え、平成29年度より計画相談支援事業所のワーキングチームを設け、事業所間の連携をとりスキルアップを目指して活動しています。

しかし、基幹型相談支援センターの充実・機能強化、事業所のスキルの標準化等の課題が残っています。

関係団体へのヒアリング調査でも事業所を運営する課題として人材育成が多くの事業所からあがっており、質の高いサービスを提供するためにも現場の状況に応じて研修・指導を行う必要があります。また、人材不足についての意見も多くあがっており、人材確保のための取り組みが必要です。

●施策の方針

安心で質の高いサービスを安定して提供できる体制を確保するため、関連事業者の人材の確保と資質の向上を支援していきます。

●具体的な取り組み

○県が行う各種研修や説明会等の周知に努めます。

○事業者の資質向上のため、自立支援協議会と連携しながら、就労セミナーやネットワーク会議等での研修の充実を図るとともに、各ワーキングチームでの様々な課題についての研究活動を推進します。

○自立支援協議会のネットワーク会議等の場において、制度の紹介や説明を行うことで事業者への制度理解を図るとともに、ライフステージに応じた制度案内を行えるよう、説明の機会の確保に努めます。

⑦当事者団体の育成

●現状と課題

障がい者・児やその家族が、悩みを相談したり、社会的な孤独の解消、情報入手等の機会を増やすため、同じ境遇の人々とネットワークを形成し、住みやすく、安心できる社会が築けるように団体の育成を行っています。

関係団体へのヒアリング調査では、「会員の高齢化」「新規加入者がいないこと」「資金不足」等の声が上がっており、活動を充実させにくい状況という問題もあがっています。

●施策の方針

当事者団体が活動を十分に行えるよう様々な支援を行います。

●具体的な取り組み

○自発的活動支援事業を推進していきます。

○当事者団体の主体性を尊重しながら、運営費補助や運営助成を行い、活動を支援します。

○地域において当事者団体等を支援するボランティア等の育成に努めます。

○当事者団体の次世代の人々へのリーダー育成を、他の団体との交流等により推進します。

⑧発達障がい者・児への支援

●現状と課題

関係団体へのヒアリング調査では、発達障がいの診断を待機せざるを得ない子がいることや適切に診断できる人材が少ないという問題点があがっています。早期発見や適切な対応の観点からも発達障がいに関する支援体制の充実や学習会の開催が必要であると考えられます。

小郡市ではネットワーク会議やワーキングチーム活動を通じて発達障がいの学習会等を行っています。保育所等訪問事業をはじめ、平成 27 年からは巡回支援専門員整備事業を行っており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。平成 28 年度までは公立保育所のみ実施していましたが、平成 29 年度からは私立保育所でも巡回を実施しています。

発達障がい児の数が増加していることもあり、特別支援学級の在籍者の増加や保育所等訪問支援、巡回支援専門員整備事業のニーズが増加しています。支援体制を充実させるためにも、対応体制の強化が必要です。

●施策の方針

各機関が連携し切れ目のない支援体制の確立と更なる理解のため努めます。

●具体的な取り組み

- ネットワーク会議やワーキングチーム活動を通じて今後も学習会を開催します。
- 自立支援協議会を通じて関係機関への情報提供、連携強化を推進していきます。
- 地域のニーズを把握しながら、巡回専門員整備事業を行い、障がいの早期発見・早期対応に努めます。

(2) 権利擁護の推進

①障がい者・児への差別解消の推進

●現状と課題

国は、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成25年6月に「障害者差別解消法」を公布し、平成26年1月に「障害者の権利条約」を批准しました。「障害者差別解消法」については平成28年4月より施行されています。「障害者差別解消法」では、障がい者・児が壁を感じないように「合理的配慮」をすることが行政の義務となっています。

全ての障がい者・児が個人としての尊厳を重んじられるように行政職員はもちろんのこと、民間業者や市民に対しても広く啓発していくことが課題となります。

●施策の方針

障がいに対する理解不足や偏見といった、心理的な障壁等の社会に存在する心のバリアを取り除き、「人にやさしい社会づくり」を推進します。

●具体的な取り組み

【地域住民への啓発】

- 障がい者・児の権利及び個人としての尊厳について、市民一人ひとりに自身の行動や認識について見つめなおして頂けるような啓発活動に努めます。

【行政職員への意識づけ】

- 障がい者・児に関する施策や事業を担当する職員だけではなく、すべての職員に対し、障がい者・児への差別解消や合理的配慮について、研修等の方法により啓発を進めていきます。

【交流の場づくり】

- 小郡市自立支援協議会等を活用し、障がい者・児に関する理解につながる交流を図ります。
- 市の広報誌やホームページを活用し、障がい者・児と交流できるイベント等を掲載し交流の機会の周知を行います。

②障がい者・児への虐待防止の推進

●現状と課題

平成24年10月に、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者・児の権利利益の擁護に資することを目的とする「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

アンケート調査の結果をみると、虐待を受けたことがある人は障がい者全体で1割未満となっていますが、所持している手帳の種類によっては1割を超えているものもあります。そのため、障がい者・児に対する虐待通報時等の速やかな対応のため、マニュアル等を作成し虐待の深刻化を防げるように努めています。しかし、アンケート調査の結果によると、虐待通報専用電話や虐待通報の窓口の認知度は、「知らない」が全体の8割以上を占めています。

また、小郡市自立支援協議会等において、虐待に関する研修や事例検討会を行っています。しかし、障がい者・児への虐待は起こらないことが最も望ましく、未然に防止することが重要です。そのため、より効果的な普及啓発、見守り体制の構築、障がい者・児に対する理解促進等およびその方法が今後の課題です。

●施策の方針

発見された方が迷わず相談や通報ができるよう、通報窓口の周知と機能の充実を図ります。また、研修・啓発活動の充実を図り、虐待を許さない地域づくりを目指します。

●具体的な取り組み

【体制整備】

- 虐待通報等に対し確実に対応できるよう、マニュアル等による対応の徹底を図るとともに、パンフレットを全市民・関係事業所等に配布します。
- 虐待通報専用電話の周知の推進を図ります。

【研修】

- 小郡市自立支援協議会等における虐待に関する研修を引き続き行います。

【見守り体制の構築】

- 既存の見守り活動を障がい者・児も含めた見守り活動へと広げ、見守り体制の構築を図ります。
- 地域における見守りの目を増やし、虐待の未然防止を図ります。

③成年後見制度の推進

●現状と課題

実績をみると、成年後見制度利用支援事業の利用者は平成 27 年度～平成 29 年度の間で各年度 1 人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成 27 年度～29 年度はありませんでした。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知を進めていく必要があります。

●施策の方針

成年後見制度の周知に努め、成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業の利用につなげ、障がい者の権利擁護に努めます。

●具体的な取り組み

- 利用ニーズが高いと考えられる知的障がいや精神障がいの手帳所持者に重点を置いて、成年後見制度の周知を行います。
- 知的障がいや精神障がいの手帳所持者が相談場所として選択することの多い機関等にも周知を行います。
- 「福祉施設・福祉サービス事業所」や、「医療機関」等へ周知を行い、職員と連携して制度や事業の利用への支援を行う等していきます。

2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実

(1) サービスの必要量の確保と質の向上

①障がい児支援サービスの充実

平成 29 年 6 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 30 年 4 月からの施行となりました。この法律の改正に基づき、「第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定することとなりました。

●現状と課題

【サービスの提供体制】

関係団体へのヒアリング調査では、事業所を運営する上での問題・課題について「人材育成、定着、確保が難しい」等の声も上がっており、日ごろから安定したサービス提供や質の向上に苦慮している状況が伺えます。

また、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法が施行されており、保育所や幼稚園、普通学校での障がい児の受け入れの更なる体制、対応方法の検討が必要です。

【保育・療育・教育の連携が必要】

保育・療育・教育と、ライフステージの節目ごとに支援が途切れがちであり、ライフステージに合わせた切れ間のない支援を行える体制づくりが課題となります。

自立支援協議会において、平成 24 年から「学校教育連絡会」を設け障がい福祉と教育機関の連携を図っています。

【家族への支援やフォローも必要】

保護者への介護（介助）負担の軽減として、日中一時支援事業を行っており、短期入所、放課後等デイサービス等のサービスも、負担軽減の一翼を担っています。しかし、利用者の状態（年齢、障がい種別、障がいの状態等）により、受け入れが難しいこともあるため、充分とは言い難い状況です。

社会福祉協議会では、放課後、ボランティアに障がい児と過ごしていただく「タイムケア事業」が行われており、保護者の負担軽減が図られています。

障がい児の親への支援やフォローとしては、相談支援がその一翼を担っていると考えられますが、障がい児に関することの相談となるため、保護者への直接的な支援とは言い難い状況です。

【障がい児が日中過ごす場所がない】

放課後等デイサービスについては、サービス利用量が増加している状態です。サービス利用のニーズは多くあるため、今後も必要量の確保が重要であると考えられます。

●施策の方針

潜在的ニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、確保できるよう努めます。
障がい児たちが適切な支援等を受けながら地域の中で成長していけるよう、自立支援協議会や関係機関等と連携しながら体制を整え、障がい児のいる家庭を支援し、保護者の負担軽減を図ります。

●児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績

<児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績>

	市内事業所数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	6	人日	297	287	357
		人	27	34	43
放課後等 デイサービス	6	人日	595	898	958
		人	63	83	84
保育所等訪問支援	2	人日	14	13	6
		人	11	12	7
医療型 児童発達支援	0	人日	0	0	0
		人	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援【新規】	0	人日	-	-	-
		人	-	-	-
障がい児相談支援	4	人	113	136	26
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネー ターの配置【新規】	-	人	-	-	-

※平成 29 年度は 7 月末サービス提供分までの実績

<障がい児の受け入れ体制の実績>

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所	人	13	18	21
認定こども園	人	-	-	-
地域型保育事業	人	-	0	0
放課後児童健全 育成事業	人	10	9	11

●サービス量見込み

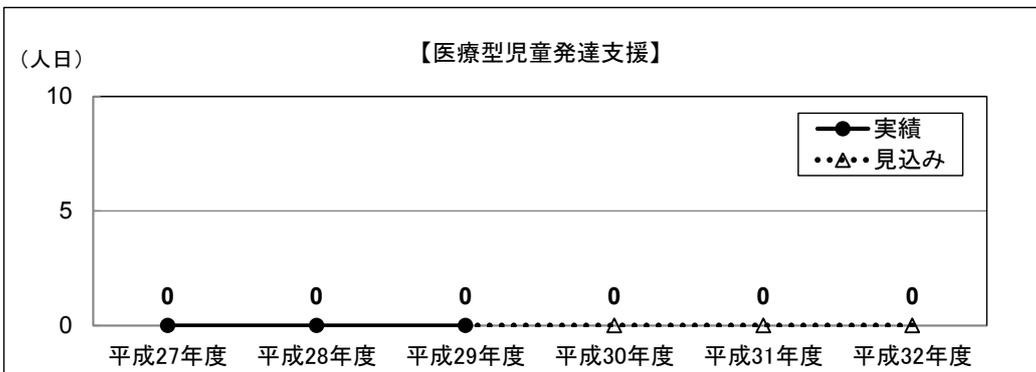
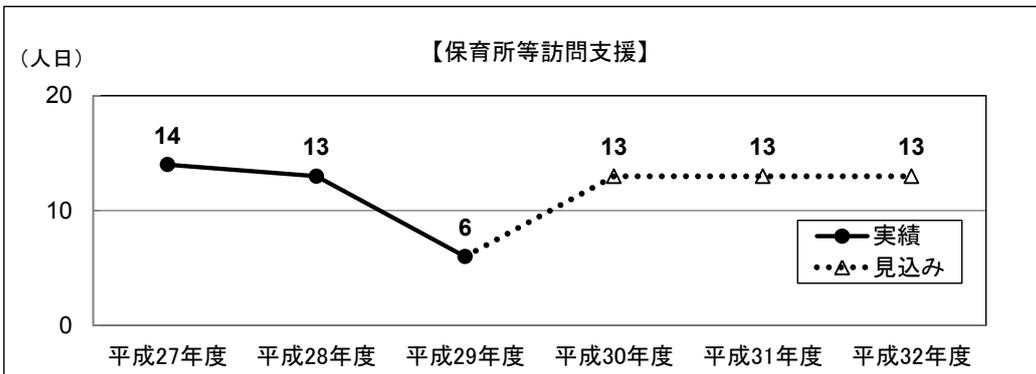
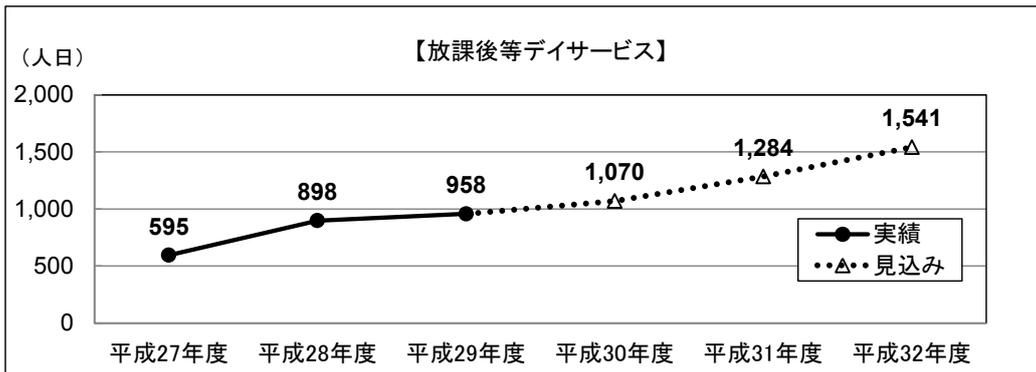
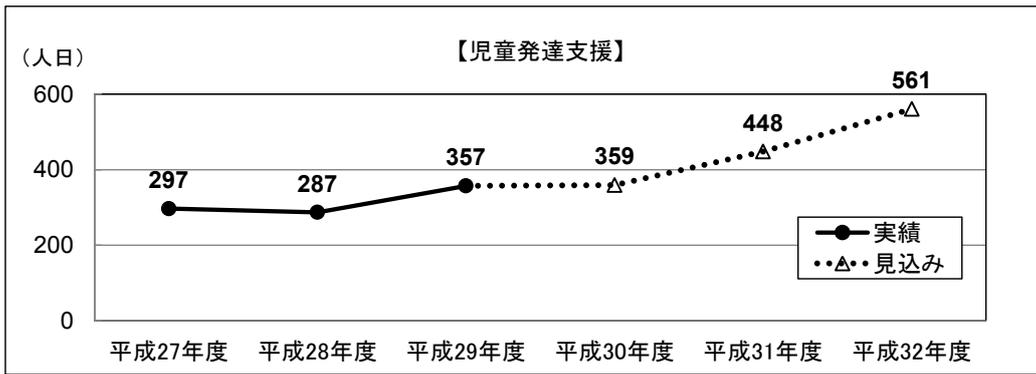
<障がい児通所支援の見込み>

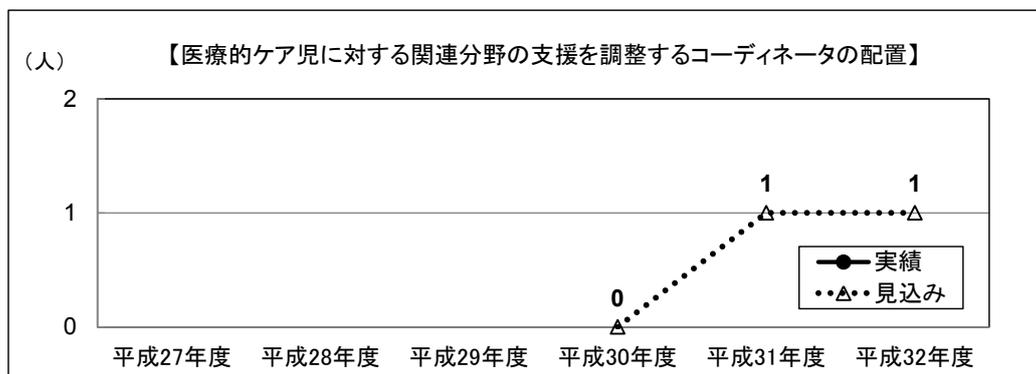
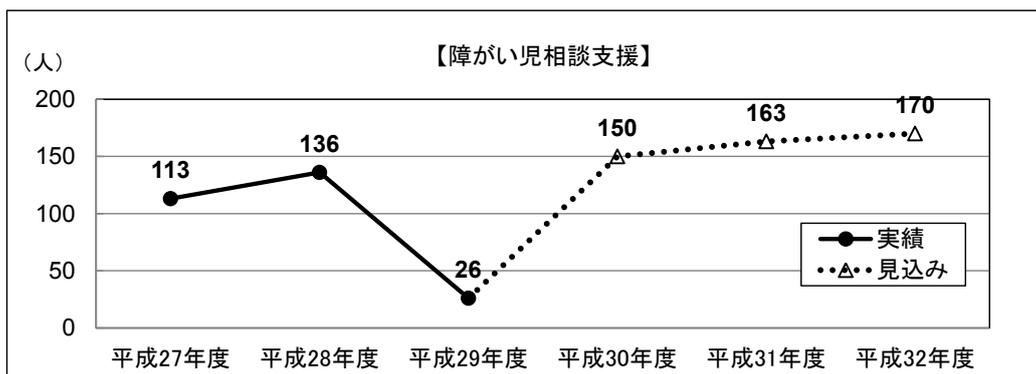
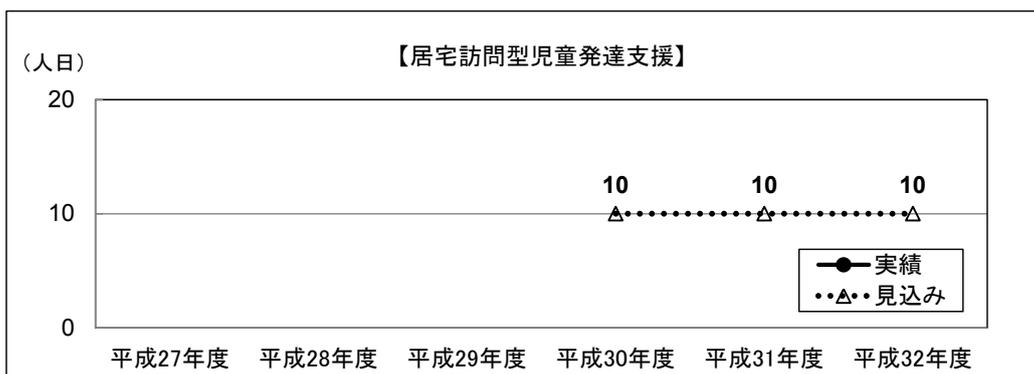
	市内事業所数	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	7	人日	359	448	561
		人	43	53	66
放課後等 デイサービス	7	人日	1,070	1,284	1,541
		人	100	120	143
保育所等訪問支援	2	人日	13	13	13
		人	12	12	12
医療型 児童発達支援	0	人日	0	0	0
		人	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援【新規】	0	人日	10	10	10
		人	2	2	2
障がい児相談支援	5	人	150	163	170
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネー ターの配置【新規】	-	人	0	1	1

※人日：月あたりの平均延利用日数

<障がい児の受け入れ体制の見込み>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	人	26	26	26
認定こども園	人	-	-	3
地域型保育事業	人	0	0	0
放課後児童健全 育成事業	人	13	13	13





●確保方策及び具体的な方策

- 国や県の施設整備に係る補助金等の周知を行い、新規事業者の参入や既存の事業者の定員増を図ります。
- 乳幼児健診（健康課）、保育所及び学童保育所（子育て支援課）、教育機関（教務課）と連携し、障がい児の早期発見・早期支援に努めます。
- 自立支援協議会等と連携し、学校教育連絡会等を通してトータルケアマネジメント（相談支援）を軸としたサービス提供を周知していきます。
- 障がいがある子とその家庭への支援の充実に努めます。

3. 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）

（1）地域移行の推進

①福祉施設入所者の地域生活への移行

●現状と課題

居宅での生活が難しい心身に重度の障がいのある方のためにも施設入所は必要であると考えています。

●施策の方針

地域移行を進めるにあたっては、地域移行・地域定着支援給付化の活用を図り進めて行くことが目標ですが、現在利用できる事業所が市内にないため、事業所の充実に向けて取り組みます。

障がい者・児が地域で生活していけるように、障がいについての地域理解を深める取り組みを行っていきます。

事業所と連携し、障がい者・児の状況・状態を踏まえ地域への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。

●国の目標値

《施設入所者の地域移行》

- ・平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 % 以上を地域生活へ移行

《施設入所者数の削減》

- ・平成 28 年度末時点の施設入所者の 2 % 以上を削減

●施設入所者数の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
87	84	83	88	90	89

各年 4 月 1 日現在

●目標値の設定

項目	第5期 目標値	考え方
平成28年度末時点の 入所者数（A）	90人	平成28年度末時点の入所者数
平成32年度末時点の 入所者数（B）	88人	平成32年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行者人数 （C）	9人	平成28年度末から平成32年度末までの 施設入所から地域生活への移行見込み
	10.0%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み	2人	平成28年度末から平成32年度末までの施設入 所者の削減数（A-B）
	2.2%	削減割合（（A-B）/A）

●確保方策及び具体的な方策

- 基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し、本人や家族の意向、本人の心身の状態を踏まえたうえで、共同生活援助や在宅への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。
- 地域で生活するためには地域住民の理解が不可欠であると考えられるため、障がいの理解啓発のための活動に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●現状と課題

精神障がいへの支援体制の強化のため、協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する必要があります。小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、地域の一員として暮らしていけるようにするためにも地域包括ケアシステムを構築し、支援体制を強化していく必要があると考えています。

●施策の方針

精神障がい者の地域生活を支援するために、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に努めます。

●国の目標値

◀協議の場の設置▶

- ・市町村ごとに協議会やその専門部会等保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

●目標値の設定

項目	第5期 目標値	考え方
整備か所数	1か所	平成32年度末までに市において1か所整備

●確保方策及び具体的な方策

- 地域住民の理解を深めるためにも、広報誌・小郡市のホームページを利用して精神障がい者の理解啓発に努めます。
- 包括ケアシステムを構築するため、自立支援協議会を通じ関係機関の連携強化に努めます。

③地域生活支援拠点等の整備

●現状と課題

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

●施策の方針

自立支援協議会の取り組みの中で作り上げてきた事業者間のネットワークをいかすため、地域における複数の機関で分担する「面的整備」を進めていきます。

●国の目標値

<p>《地域生活支援拠点等の整備》</p> <p>・障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備</p>

●目標値の設定

項目	第5期 目標値	考え方
整備か所数	1か所	平成32年度末までに市において1か所整備

●確保方策及び具体的な方策

- 安定した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、不足しているサービスの把握とその確保に努めます。
- 小郡市の地域的な課題に答えられるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 自立支援協議会と連携し、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確保を推進します。

④福祉施設から一般就労への移行の推進

●現状と課題

アンケート調査の「働き方」では、臨時雇い（パート・アルバイト）、就労継続支援を利用している人が多いことが伺えます。常時雇い（正社員・正職員）は 2 割程度となっています。

また、平均収入について「5 万円未満」の割合は、身体障害者手帳所持者では 3 割程度、療育手帳所持者では 6 割程度、精神障害者保健福祉手帳所持者では 3 割、自立支援医療費支給では 2 割台半ば、福祉サービス受給者では 7 割となっています。療育手帳所持者・福祉サービス受給者は半数を超えています。

●施策の方針

就労を支援するだけでなく、継続して働いていくことができるような体制づくりを推進します。

●国の目標値

《福祉施設から一般就労への移行》
・平成 28 年度実績の 1.5 倍以上
《就労移行支援利用者数の増加》
・平成 28 年度末の実績から 2 割以上増加
《就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加》
・利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
《職場定着率》【新規】
・支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上

●目標値の設定

◇一般就労への移行

項目	第 5 期 目標値	考え方
平成 28 年度末時点の年間移行者数	8 人	平成 28 年度の移行実績
【目標値】平成 32 年度末時点の年間移行者数	12 人	平成 28 年度実績の 1.5 倍以上

◇就労移行支援利用者数の増加

項目	第5期 目標値	考え方
平成28年度末時点の利用者数	24人	平成28年度の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成32年度末時点の利用者数	29人	平成28年度末の実績から2割以上増加

◇就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

項目	第5期 目標値	考え方
就労移行率の高い就労移行支援事業所	5割	平成32年度末において就労移行支率が3割以上の事業所が5割以上

◇就労定着率

項目	第5期 目標値	考え方
平成32年度末の職場定着率	80.0%	支援開始から1年後の職場定着率80%以上

●確保方策及び具体的な方策

一般就労へのステップとして就労移行支援、就労継続支援事業所の役割が大きいことから、これらの事業所の充実と、現在行なっている就労セミナーの継続と内容の充実を行なっていきます。

障がい者の一般就労については企業の理解が重要であり、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターの啓発事業に協力して支援します。

就労定着の観点から、新規サービスの就労定着支援は重要と考えられるため、障がい者への周知を図り、利用を推進します。

(2) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児支援の提供体制の整備

●現状と課題

障がい児支援については、特に放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあります。また、関係団体へのヒアリング調査でも放課後等デイサービスは今後不足するだろうという意見が出ています。また、「早期発見の機会は充実したが支援体制を充実させるシステムや養育者のフォロー体制が不十分」や「児童発達支援については定員が埋まっており、受け入れ先がない」との意見も出ています。今後は障がい児への支援体制を充実させるため体制づくり・整備が早急に必要です。

●施策の方針

支援体制の充実のため関係機関と連携し、体制の確保に努めます。

●国の目標値【新規】

<p>《児童発達支援センターの整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置 <p>《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度末までに各市町村において利用できる体制を構築 <p>《重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置 <p>《重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置 <p>《医療的ケア児のための協議の場の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置

●目標値の設定

◇児童発達支援センターの整備【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
整備か所数	2 か所	すでに目標達成できている

◇保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
体制の構築	2 か所	すでに目標達成できている

◇重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	平成 32 年度末までに市において 1 か所整備

◇重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	平成 32 年度末までに市において 1 か所整備

◇医療的ケア児支援のための協議の場の整備【新規】

項目	第5期 目標値	考え方
整備か所数	1か所	平成30年度末までに市において1か所整備

●確保方策及び具体的な方策

○様々な障がいをもっている子のために関係機関と連携し、保育・教育・医療の提供体制の確保を図ります。「こぐま福祉会」では、既に児童発達支援センター2か所（ゆう、はぐ）を設置しています。また、「こぐま学園」「Seam」の2か所では、既に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、今後も体制の強化を図ります。

4. 障がい者・児に対する理解の促進

(1) 地域での福祉活動の推進

① ボランティア活動の推進

● 現状と課題

【ボランティアの活性化】

小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、障がい者・児の支援を行っており、小郡市社会福祉協議会でもボランティア情報センターを通じて、ボランティア活動のきっかけづくり（ボランティア養成講座等）を行っています。

しかし、ボランティア活動を維持・拡大していく上で、「人材の確保」「会員の高齢化」「活動資金の不足」をあげる団体が多く、更なるボランティアへの支援が欠かせません。

【ボランティアの育成】

小郡市では自発的活動支援事業（障がい児スクール）においてボランティアの募集と受け入れを行い、ボランティアの育成を図っています。しかし、まだまだボランティアの担い手が不足しているとの意見が関係団体へのヒアリング調査ではあがっています。今後も人材の育成を進める必要があります。

【ボランティア体制の整備】

現在、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア登録や斡旋を行っています。今後は、ボランティア活動を広く普及させるための取り組み作りが必要とされています。

● 施策の方針

ボランティア活動を推進していくために住民が参加しやすい環境づくりや情報提供を推進します。

● 具体的な取り組み

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア情報の収集・発信と、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティアの担い手と交流を図り、情報交換を行います。また、ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。

○ボランティアをしたい人の状況にあったボランティアメニューを作成し、気軽に参加できるボランティア活動の提案を行っていきます。

○障がい者・児への理解を促進する啓発・研修会を行い、ボランティア活動への理解が得やすい環境づくりに努めます。

5. 防災対策の推進

(1) 防災対策の推進

①防災体制の整備

●現状と課題

アンケート調査の結果をみると、災害が起きた場合に心配なことは身体障がい者では「安全な場所への迅速な避難」、知的障がい者、障がい福祉サービス受給者証所持者では「避難所での対応」、精神障がい者、自立支援医療費受給者では「薬の入手」等が最も高くなっています。

また、前回の調査（平成26年度）と比べて、これらの心配事の割合は高くなっています。近年、地震や豪雨等の災害が発生したことから、災害への不安が高まっていると考えられます。障がいの種類によっても心配事は様々なため、解消するためにも各障がいにあった対応が必要です。

関係団体へのヒアリング調査でも、災害時の避難場所での情報提供の配慮や連絡体制の強化、避難所へのヘルパーの配置等が必要との意見があがっており、災害時の障がいのある方への適切な対応が求められています。

そのため、安全な場所へ迅速に避難するために発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために避難行動要支援者名簿を作成・配布し、災害時における安否確認等必要な支援を行うために活用していく必要があります。

なお、名簿登録者にも日頃から“自分でできることは自分で”という意識啓発とともに、災害時に支援が必要な障がい者・児等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

●平成27年度～平成29年度の活動内容

平成28年度に自立支援協議会のネットワーク会議で防災対策についての研修を行い、災害発生時に自助・互助・共助の視点で個人、団体、事業所として何をすべきか議論を行いました。

また、平成28年度から地域での困り事や悩みを早期に発見し必要な関係機関につなぐとともに、地域での孤立や事故を防止するために、障がい者の見守り支援台帳の登録を開始しました。

さらに、小郡市地域防災計画をもとに障がい者に配慮した支援が行えるよう市内の関係機関に協力を依頼し、災害時における災害応援活動に関する協定書、災害ボランティアセンターの設置における協定書、福祉避難所の設置運営に関する協定書締結を行いました。

災害時における災害応援活動に関する協定書締結	社会福祉協議会、小郡手話の会 サポネットおごおり
災害ボランティアセンターの設置における協定書締結	社会福祉協議会
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書締結	本間病院、蒲池病院、三沢長生園 小郡池月苑、ケアハウス小郡

●施策の方針

日頃から災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、助け合い、支え合える体制づくり、また避難所での生活の不安を取り除き、安心して避難所へ避難できるように取り組みます。

●具体的な取り組み

【災害情報を正確に提供するために】

○防災行政無線やメール配信等、障がいの特性に応じて、災害情報等の伝達手段の整備・確保を進めるとともに、災害発生情報や避難情報を迅速かつ的確に提供します。

【迅速に安全な場所に避難するために】

- 日頃から声をかけあえる近隣の関係づくりを推進します。
- 災害発生時、避難行動要支援者の情報について、該当者の個人情報保護に配慮しながら、避難支援等に必要な限度で提供し、地域全体で対応・共有できる体制づくりを進めます。
- 災害発生時、避難行動要支援者名簿の作成や情報提供・共有についての理解と協力を求めます。
- 定期的に防災訓練や講習会を実施し、避難方法や経路を確認します。その際に、事業所や関係団体と連携し、障がい者・児の積極的参加を促します。

【避難所での不安の解消のために】

- 災害発生時に指定避難所での生活が困難な障がい者・児等の受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関・民間福祉施設の活用の協議を行っていきます。
- 避難所での支援に対し、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、連携しながら、多様な支援ニーズに対応していきます。
- 避難場所になっている施設においては、障がい者・児との意思伝達が図れるようなコミュニケーション支援について検討します。
- 避難所で安全に不安なく過ごすことができるように、できる限り物資の確保に努めます。